

衆（参）議院議員 ○ ○ ○ ○ 様

要 望 書

【令和2年度第1回定例会】

千葉県町村会

要 望 事 項

第 1 町村行財政の充実強化について

- 1 「公立病院」及び「公的病院等に対する運営助成」における
財政措置等について……………1
- 2 大規模災害の発災時における災害支援体制等の強化について ……1
- 3 地域手当の支給割合の是正について……………2

第 2 保健福祉行政の充実強化について

- 1 介護サービスの処遇改善等について……………3

第 3 町村基盤の充実強化について

- 1 首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の建設促進について……………4
- 2 成田空港周辺地域の均衡ある発展に係る財源の確保等について ……4
- 3 防災行政無線戸別受信機配備の促進について……………5
- 4 地域高規格道路茂原一宮道路（長生グリーンライン）の早期
完成について……………6
- 5 九十九里浜の海岸侵食対策・養浜事業の国による直轄事業の
採択について……………6
- 6 地上デジタル放送共聴施設の維持管理について……………7
- 7 市町村道における減災対策について……………7
- 8 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー
系統補助）の補助上限額の廃止について……………8
- 9 民有林、個人所有の山林における山腹崩壊で発生した土砂及び
倒木の処理について……………9

第 4 教育文化行政の充実強化について

- 1 県費栄養職員の配置基準の改善について……………10
- 2 I C T支援員の確保について……………10

第 5 産業の振興発展について

- 1 各種産業の振興発展と地域活性化のための(仮称)神崎パーキング
エリアの設置について……………12
- 2 CSF(豚コレラ)ワクチン接種に係る接種手数料の支援について ……12

第1 町村行財政の充実強化について

1 「公立病院」及び「公的病院等に対する運営助成」における財政措置等について

救急医療等の政策医療を担う多くの公立病院では、将来にわたって安定的な経営を求められているが、非常に厳しい経営を強いられ、市町村の負担は大きなものとなっている。

さらに、地域で必要とされる不採算医療等の機能を担う公的病院等に対し、地方公共団体が助成を行った場合に、公立病院に準じた特別交付税が措置されているが、この場合、特別交付税の配分内訳が明確に示されないため、新規対象項目等が追加された場合でも、新規配分額が分かりにくい。

については、適切な措置を講じ、「公立病院の運営費」及び「公的病院等に対する運営助成」に係る財政措置を拡充することを要望する。

2 大規模災害の発災時における災害支援体制等の強化について

近年、全国各地で発生している自然災害による被害は甚大であり、発災直後の初動対応、被害状況が明らかになってきた応急時の対応、そして住民生活や産業等地域の再建に向けた復旧時の対応と、災害対応も長期化・複雑化してきている。

しかし、小規模な自治体においては、少子高齢化や限られた職員数のなかで、被災者の支援から復旧・復興まで、災害対応全般にわたり不安を抱えており、より一層の支援策の強化が急務となっている。

については、小規模な自治体における防災・減災対策の充実強化に向け、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 災害対応を国防策と捉え、災害地の初期対応をサポートするマネジメント組織を設置すること。

- (2) 高速道路の無料措置の延長等をはじめとする災害ボランティアが被災地に足を運びやすい環境の構築、長引く被災地の復興に対するボランティア活動への支援策の継続や拡充を図ること。
- (3) 民間と連携し、災害時における電力、通信網の安定的供給のための多重化対策を講じること。
- (4) 被災住宅の修繕に係るプッシュ型の住宅修理や、国での建築業者登録制度の導入等の支援策を講じること。また、住宅応急修理制度の申請に係る被災者及び建築業者への負担軽減を図ること。

3 地域手当の支給割合の是正について

地域手当の支給割合については、近隣自治体間において、同一生活圏、かつ社会経済状況上、差がないにもかかわらず大きな格差が生じている。こうしたことは、地域手当の支給割合の数値設定の根拠に疑問を持たざるを得ないものである。

また、地域手当の支給割合は、自治体に対してのみならず、保育、介護、障害者サービスの従事者に係る報酬にも影響しており、近隣自治体との格差は人材確保にも深刻な影響を及ぼしている。

については、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 地域手当の支給割合を隣接自治体の状況や地域の特性を踏まえ、著しい地域間格差が生じないように、弾力的な取扱いができるよう見直すこと。
- (2) 地域手当の支給割合の決定に当たっては、算定基礎に物価等の要素を十分反映させること。
- (3) 地域手当の支給割合の見直し時期は10年程度とされているが、急速に変化する社会経済情勢を踏まえ、地域の実情を速やかに反映するよう、見直し時期を短縮すること。

第2 保健福祉行政の充実強化について

1 介護サービスの処遇改善等について

我が国は、諸外国に例をみないスピードで高齢化が進行しており、5年後の2025年には団塊の世代が75歳以上となり、国民の3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上になる超高齢社会が予想されている。また、少子高齢化が進むことで労働力人口も減少するなか、介護人材不足の問題とあわせて、小規模事業所の経営状況が厳しいことも大きな問題となっている。

厚生労働省にて公表している介護事業経営概況調査によると、小規模な地域密着型サービスを提供する事業所の運営状況は、2015年の介護保険報酬改定による基本報酬の引き下げの影響もあり、大変厳しい運営状況となっている。

については、安定した介護サービスの提供を継続するため、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 健全な経営及び介護人材の確保が必要不可欠であることから、介護報酬の大幅な引き上げを図ること。
- (2) 就労環境の整備や処遇改善など、人材確保のための更なる方策の推進と積極的な財政支援を行うこと。

第3 町村基盤の充実強化について

1 首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の建設促進について

圏央道は、首都圏から放射状に延びる高速道路と相互に連絡し、環状道路との広域ネットワークを形成することにより、成田空港や都心さらには周辺各地へのアクセスの向上が図られること、また、沿線地域においては「人・物の交流」の活性化とともに、観光、物流又は産業の発展など、地域経済に大きな好循環をもたらすことが期待される。

さらに、想定される首都直下地震等の災害時には、緊急輸送道路としても重要な役割を果たすことから、早期の全線開通は必要不可欠である。

については、次の事項について要望する。

- (1) 他の区間と比べ整備が遅れている大栄 JCT－松尾横芝 IC 間において、速やかに用地取得を進めると共に、2024年とする開通目標を達成できるよう事業を進めること。
- (2) 現在、NAA（成田国際空港株式会社）及び周辺自治体が協議・準備を進める新たな IC（成田空港 IC 構想）について、今後、整備方針の認定等に向けた事業の推進を図ること。

2 成田空港周辺地域の均衡ある発展に係る財源の確保等について

成田空港は、政府目標の訪日外国人旅行者数、2030年、6,000万人を実現するため、2020年1月31日に国から航空法に基づく変更許可を受け、更なる機能強化の取組みが始まった。併せて、4月1日には、環境対策として新たな「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（騒防法）」第1種区域や「特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（騒特法）」の線引きがなされたところである。

これらにより、空港用地や騒音に伴う移転が発生し、町内での移転先確保を図る観点から様々な土地利用の手続きがあり、早急な対応が必要となる。

また、空港周辺は、西側地域だけが空港と共に発展し、その外の地域は、少子高齢化及び過疎化により人口減少が進展している。今後、千葉県が策定した『成田空港周辺の地域づくりに関する「実施プラン」』などにより、地域振興を図るには、成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（成田財特法）の適用となった道路整備を推進していくなど、地域と空港の共生・共栄を図りつつ一体的に発展する地域づくりが肝要である。

については、成田空港周辺地域の均衡ある発展のため、土地利用手続きの緩和や成田財特法の事業の財源確保について要望する。

3 防災行政無線戸別受信機配備の促進について

防災行政無線（同報系）は、災害時に屋外拡声子局に設置した屋外スピーカーや戸別受信機を通じ、住民に迅速に防災情報を伝達するために重要な手段となっている。特に、屋内に設置される戸別受信機は、豪雨時など屋外スピーカーからの音声が聞き取りづらい場合等に極めて有効な情報伝達手段となる。

昨年の令和元年房総半島台風の被災の際は、長期停電等により屋外スピーカーが使用不可能となったことがあったが、そのこと等を踏まえると、特に、高齢者など自力での避難が困難な方々に、より迅速にきめ細かく防災情報を行き渡らせることができる戸別受信機の配備は大変重要である。

については、戸別受信機の未配備又は配備数が少ない市区町村が対象の戸別受信機の無償貸付事業（配備促進事業）だけでなく、現状配備している自治体においても、災害時に防災情報を確実に伝達するため更なる配備促進が必要であること

から、防災行政無線戸別受信機の配備について特段の支援策を講じられるよう要望する。

4 地域高規格道路茂原一宮道路（長生グリーンライン）の早期完成について

地域高規格道路茂原一宮道路（長生グリーンライン）は、長南町から茂原市間の約7.2kmが整備区間となり整備を進め、圏央道の開通に合わせ国道409号と茂原長南IC間が供用開始となった。しかし、茂原・一宮間の約4kmは未だ調査区間であり事業の進捗が図られていない。

災害時における緊急対応道路として、また、外房地域の活性化を図るためには、本道路の果たす役割は大変重要であり、圏央道と一体となって双方の機能が最大限発揮されるものである。

については、茂原・一宮間も早期開通目標を立て、整備促進を図ることを要望する。

5 九十九里浜の海岸侵食対策・養浜事業の国による直轄事業の採択について

近年、九十九里浜一帯では、急激な海岸侵食により汀線が後退し、砂浜の砂が削りとられ無残な浜崖へと変貌し、かつて一面に広がっていた水平線と砂浜の織りなす白砂青松の景観は、急激に失われている。

侵食が顕著な箇所では県による対策が講じられてきたが、その対策を上回る速度で海岸侵食が進んでいるのが現状であり、海水浴場の開設ができないなど地域経済にも多大な影響を及ぼしている。

また、近年懸念されている高潮や津波をはじめとした自然災害に対する防災対策の観点からも、海岸の侵食対策を早急に

講じる必要がある。

については、養浜等の海岸侵食対策には、多大な事業費と高度な技術を要するため、国による直轄事業として採択することを要望する。

6 地上デジタル放送共聴施設の維持管理について

千葉県中央部から南部にかけては、中山間地が多い地域特性から、地上デジタルを自宅のアンテナなどを使って受信できない新たな難視区域が多く存在している。そのため、難視地域を抱える自治体では、地上デジタル難視地域を解消するため、辺地共聴施設整備事業を実施している。

辺地共聴施設整備事業は、市町村又は共聴施設の設置者が事業主体となり、当該施設の整備については、国等から補助金が見られるものの、整備後の維持管理については、財政支援が受けられないため、市町村又は共聴施設の設置者にとって大きな負担となっている。

辺地共聴施設の維持管理については、受信者側の責務となるが、負担については、地域格差なく公平性が確保されるべきである。

については、維持管理費が過大となる市町村又は辺地共聴施設の設置者に対し、補助金交付等の財政支援を講じるよう要望する。

7 市町村道における減災対策について

令和元年度の度重なる台風等自然災害においては、市町村道沿線の倒木による通行止めや電線、電話線等の断線により、長期にわたり停電及び通信障害が発生し、住民生活に大きな支障が生じた。

また、山間部の市町村道は未整備か所が多く、沿線の私有地にある樹木はその所有者により伐採しなければならないため、その所有者が遠方に居住している場合などその伐採等の対策に苦慮している。

については、市町村道沿線の樹木の伐採について、道路管理者、電気事業者、通信事業者が連携して取り組む減災対策事業に対し、補助制度を創設することを要望する。

8 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統補助）の補助上限額の廃止等について

地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統補助）は、地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークの確保・維持のため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援されるものである。

補助金額については、市町村の地域内フィーダー系統に係る補助対象経費の2分の1が補助額となるが、補助金交付要綱において、当該市町村の人口等を基準として算出される補助上限額が規定されており、実質、事業を実施する市町村の負担額の割合が高い現状にある。

補助上限額を設け、補助額を一律にすることは、補助事業本来の目的である地域特性や実情に応じた公共交通の維持・確保を阻害するものであり、特に財政力の低い小規模自治体にとっては財政規模に対する一般財源投入額の割合が高くなり、公共交通事業の存続にも関わってくる。

については、地域公共交通の維持・確保に向け、補助上限額を廃止し、適正な財政支援制度の確立とその制度存続を要望する。

9 民有林、個人所有の山林における山腹崩壊で発生した土砂及び倒木の処理について

令和元年房総半島台風・東日本台風及び10月25日の大雨では、民有林や個人所有の山において山腹崩壊が発生した事例が多く見られた。

当時、千葉県と現地を確認したが、急傾斜地崩壊危険区域外であることや、危険個所の範囲内に住家が少ないなどの要件により、山腹崩壊現場に対する既存の復旧事業への該当は困難であると判断されたことから、今もなお手付かずの状態であり、住民生活に支障を来している。

崩壊した現在の状態で放置されていると二次災害の危険も高まり、地域住民の安全を確保する観点から柔軟に対策が講じられる事業の創設が急務である。

また、山腹崩壊によって倒木の処理が放置されている現状は、里山の風景を壊し、観光の町として展開している自治体にとってもマイナスとなっている。

については、地域住民の安心安全を確保する防災・減災対策、また、里山の景観保全の観点から、山腹崩壊現場の復旧事業に係る財政支援など、特段の支援策を講じられるよう要望する。

第4 教育文化行政の充実強化について

1 県費栄養職員の配置基準の改善について

公立小中義務教育学校における栄養教諭及び学校栄養職員の配置については、「義務標準法（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律）」に基づく標準定数を基準として、都道府県において条例で定めることとされている。

義務標準法に基づく標準定数では、「栄養教諭及び学校栄養職員の共同調理場への配置」について、「給食児童生徒数1,501人以上について2名配置」としているが、栄養教諭及び学校栄養職員の職務は、食物アレルギー対応に関する事業等の増加に伴う事務量が大幅に増加している。

千葉県内では、児童生徒数約1,400人に対し、栄養教諭等1名で対応している自治体もあり、食物アレルギーを持つ児童生徒への対応が不十分となってしまうことが懸念される。

については、食物アレルギーを持つ児童生徒への対応の重要性から、栄養教諭及び学校栄養職員の共同調理場への配置については、児童生徒数1,201人以上で2名配置にするよう、配置基準の見直しを図ることを要望する。

2 ICT支援員の確保について

文部科学省が策定した「教育のICT化に向けた環境整備5カ年計画（2018～2022年度）」において、地方財政措置がなされ、その整備計画にICT支援員（4校に1人）が位置付けられている。

しかしながら、現状の地方財政措置では、教育のICT化環境整備に係る事業費算定額は不足している現状にある。さらに、新学習指導要領に則った教育活動においては、プログラミング

教育が必須化されるなか、特に導入当初は、教員の働き方改革にも寄与するICT支援員を配置し、教育現場の人数を増員する必要があると考えている。

自治体では、管内各校の教育課程に応じられるようICT支援員を独自に雇用し、プログラミング教育等で活用している事例もある。また、今後「GIGAスクール構想の実現」に向け、タブレットの導入と同時に全体研修等の指導者として、ICT支援員の雇用を予定している自治体もある。

については、小規模町村において積極的にICT支援員を増員することが可能となるよう、ICT支援員の配置に係る国庫補助制度の創設を要望する。

第5 産業の振興発展について

1 産業の振興発展と地域活性化のための（仮称）神崎パーキングエリアの設置について

首都圏中央連絡自動車道（圏央道）神崎 IC は、都心から1時間、千葉県の北の玄関口として、北関東及び東北方面からの利用者も多く北総地域の拠点となっている。

地元の自治体では地域活性化を図るため、圏央道のパーキングエリアに併設する道の駅を核とする、ハイウェイオアシスを計画している。道の駅「発酵の里こうざき」は年間80万人が訪れ、近年は成田空港利用の外国人客も多くなっている。

日本遺産北総四都市江戸紀行の中間に位置し、更なる北総地域の観光と地域振興が期待されることから、圏央道（仮称）神崎パーキングエリアの設置について要望する。

2 CSF（豚コレラ）ワクチン接種に係る接種手数料の支援について

令和元年12月20日、千葉県がCSFワクチン接種推奨地域に追加されたことを受け、千葉県は「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、接種区域や接種の進め方などを定めたワクチン接種プログラムを農林水産省に提出し、令和2年1月30日付で適当と認められたことから、令和2年2月より家畜伝染病予防法に基づくワクチン接種が開始されたところである。

CSF ワクチンの接種については、初回接種終了後は新たに生まれた豚や繁殖用の豚等に対するワクチン接種と抗体検査の継続的な対応が求められており、完全な接種終了の期限が定まらない状況の中で接種手数料を負担し続ける養豚農家の負担は多大なものとなる。

については、安定的な養豚経営を図るため、CSF ワクチン接種手数料についての国からの支援を要望する。